

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

				資料番号	56-4	担当課	薬務衛生課
法令名	製菓衛生師法施行令	根拠条項	23,24	許認可等の内容	製菓衛生師養成施設の指定の取消し		
<p>○製菓衛生師法施行令 (抄) [昭和四十一年十二月二十四日政令第三百八十七号]</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第二十三条 都道府県知事は、指定養成施設が第二十条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設立者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>(指定取消しの申請)</p> <p>第二十四条 指定養成施設について、都道府県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設立者は、申請書を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p>							